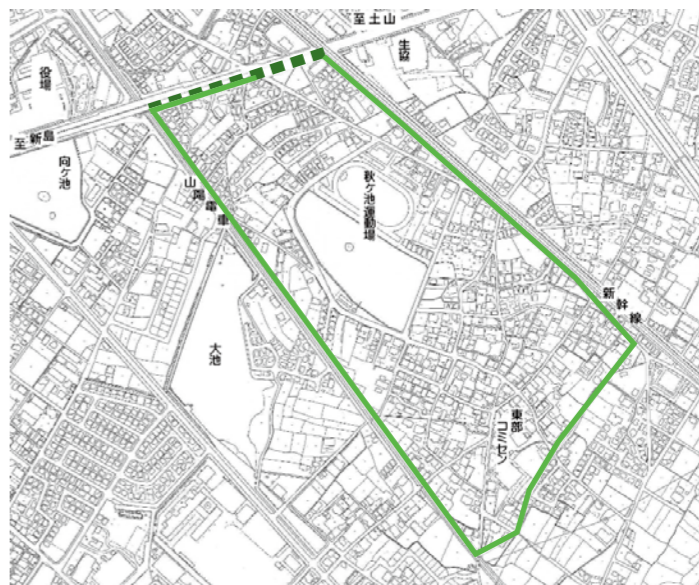


古宮・一子・野添の一部が、ゾーン30に指定されました

▼問合せ 加古川警察署 ☎079 (427) 0110
危機管理グループ ☎079 (435) 0991



図中の色実線で囲まれた区域がゾーン30に指定されました。
・県道本荘平岡線については、側道（— 緑色実線で示した部分）のみが規制の対象となり、- - - 緑色点線で示した部分（本線）は、規制の対象外となります。
・新幹線側道については、南側のみが規制の対象となります。

「ゾーン30」とは
生活道路における歩行者などの安全な通行を確保することを目的として、区域（ゾーン）を定めて時速30km/hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を

抜け道として通行する行為の抑制などを図る生活道路対策です。平成23年9月から取り組みを開始し、平成25年度末までに全国で1千111カ所が整備されており、平成28年度末までに全国で約3千カ所を整備することを目標としています。

年金

国民年金 学生納付特例制度があります！

▼問合せ 保険年金グループ ☎079 (435) 2581
加古川年金事務所 ☎079 (427) 4743

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の方は、国民年金の被保険者となります。20歳になれば一部の方（※注1）を除き、国民年金第1号の被保険者となり、保険料の納付が必要となります。

しかし、学生の方については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。この制度は本人の所得が一定基準以下（※注2）の学生が対象となります。

※注1 厚生年金保険加入者や共済組合加入者、その配偶者に扶養されている人
※注2 118万円＋（扶養親族等の数×38万円）＋社会保険料控除等

学生納付特例申請

学生納付特例の申請期間は年度ごとの申請になります。新年度の保険料の学生納付特例申請は、毎年4月から申請が可能です。また、過去に学生であった期間は、申請日

の2年1カ月前の月分までの保険料について随時申請が可能です。

住民票を登録している市区役所・町村役場の国民年金担当窓口及び年金事務所に申請書を提出してください。

▼必要な添付書類
・基礎年金番号が確認できる書類（年金手帳など）
・学生であることまたは学生であったことを証する書類（在学期間がわかる在学証明書または学生証の写し）

▼対象となる学生
学生納付特例という学生とは、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学する学生です。夜間・定時制課程や通信課程の学生も含まれます。

なお、私立の各種専門学校については、修業年限が1年以上の課程の場合は都道府県知事の認可を受けた学校に限ります。また海外大学の日本分校については、在学が変更になった場合にはがきによる申請はできず、新たに学生納付特例の申請をする必要があります。

承認期間と継続申請

学生納付特例の承認期間は年度ごと（4月から翌年3月まで）となりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月のはじめにはがき形式の学生納付特例申請書が送付されます。次年度も同じ学校などに在学される方は、このはがきに必要事項を記入し返送いただくことにより、学生納付特例の申請が可能です。

また、次年度に学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は、お手数ですがお近くの年金事務所にご連絡ください。

W東はりま
BAN-BANネットワークス111チャンネル地域のイベントや話題、住んでいる町の行政情報など、まるごと1週間の地域の動きが分かる「地域情報番組」です。

5月の内容

- 4月29日～5月12日 播磨ふれあいの家 ホタル川あそび・BBQ 自然を楽しもう!(播磨町)
- 5月13日～5月26日 高砂市立図書館がオープンしました (高砂市)

Weekly東はりま 放送時間

月曜日	6:00～、9:00～、18:00～
火曜日	13:00～、21:00～
水曜日	6:00～、9:00～、18:00～
木曜日	13:00～、21:00～
金曜日	6:00～、9:00～、18:00～
土曜日	13:00～、18:30～
日曜日	6:00～、9:00～、18:00～

※C018チャンネルでも毎日放送します
10:00～、20:45～、3:30～

福祉

心身障害者扶養共済掛金の補助金申請および振り込み

平成27年度第3期の心身障害者扶養共済掛金に対する補助金は、5月25日(水)に口座に振り込みます。

なお、平成27年度の心身障害者扶養共済掛金に対する補助金については、今回の第3期が最終となります。期限までに申請されないと補助金が交付されませんのでご注意ください。

▼申請期限 5月9日(月)
▼必要種類
・掛金の領収証(平成27年度前回申請分以降)平成28年3

月分)
・振込先金融機関の確認できるもの
・印鑑(朱肉を使用するもの)
・兵庫県心身障害者扶養共済制度加入証書

▼問合せ・申請窓口
福祉グループ
☎079 (435) 2361

播磨ふれあいの家利用助成券の交付

朝来市にある播磨ふれあいの家に宿泊する方に助成券を交付します。
▼対象 町内に住所があり、次の要件のいずれかに該当する方
①利用日に65歳以上の方
②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、原子爆弾被爆者手帳をお持ちの

方
▼利用回数 平成29年3月31日までの間で1回限り

▼助成額 2千円

▼申請方法 播磨ふれあいの家に宿泊予約をしてから福祉グループで申請書に記入してください

▼必要な物 印鑑(朱肉を使用するもの)
※手帳をお持ちの方は持参してください。

▼問合せ 福祉グループ
☎079 (435) 2361

税

平成28年度軽自動車税の減免申請は5月31日までに自動車税の減免を受けてい

交通事故の状況 平成28年2月末現在 昨年比

	件数	傷者	死者
加古川市	215 (-61)	263 (-47)	0 (-1)
稲美町	32 (-11)	43 (-2)	0 (-4)
播磨町	30 (+1)	36 (+5)	1 (+1)

犯罪発生の状況

3月の町内犯罪発生件数 17件 (前月比 -2件)

種別	件数
自転車盗	6
車上ねらいなど	5
色情ねらい	1
万引き	1
器物損壊	1
その他	3

平成28年犯罪累計 53件

おくやみ 【3・4月届出分】

氏名(敬称略)	町名	年齢
山下 真一郎	(北野添)	59

ない障がい者が利用する軽自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車などについては、軽自動車税が減免される制度があります。

▼対象 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が利用する軽自動車など

※障がいの程度によっては、減免できない場合もあります。

▼減免台数 障がい者1人につき1台のみ

▼申請期間 5月12日(木)～31日(火)

▼申請・問合せ 税務グループ
☎079 (435) 0358

※納税通知書は5月12日(木)に発送予定。納期限は5月31日(火)です。

軽自動車税の減免申請に必要なもの

こんな場合に	必要なもの
●障がい者が所有し、自ら運転する場合	①身体障害者手帳など、②運転免許証、③個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票、④認印、⑤納税通知書
●障がい者と生計を同一にする者が専ら障がい者のために所有し、運転する場合	上記①～⑤のほか、⑥通院・通学などを確認できるもの(診察券、学生証など) ※1
●障がい者のみの世帯を常時介護する者が専ら障がい者のために運転する場合 ※2	上記①～⑥のほか、⑦常時介護申立書

※1 生計同一申立書が必要な場合もあります。 ※2 障がい者が所有する場合が対象となります。

ご存知ですか？ 加古川地域保健医療情報システム

播磨町・加古川市・稲美町と加古川医師会の協力医療機関・加古川総合保健センターが協力して、加古川地域保健医療情報システムを構築しています。これは、「いつでも、どこでも、だれでも」が安心して最適の医療が受けられるようにコンピュータを使い、皆さんの健康づくりに役立てるものです。

このシステムでは、医療機関で受けた病名、検査や治療した結果を加古川総合保健センターで受けた健診の結果のデータを加古川総合保健センターに集約して、本人が複数の医療機関にかかるとき、K I N Dカードを持っていれば、過去の病歴や治療歴などが画面ですぐに確認でき、手際よく治療にかかれます。このように、このシステムを利用すれば医師に患者の状態がすぐに伝わるので、どこでも適切な処置をうけることができ、また医療機関同士の連携がスムーズになり、病気の早期発見や早期治療に役立ちます。

利用するにあたって、まず、「地域保健医療情報システム同意書」をかかりつけ医や加古川総合保健センターに提出し、K I N Dカードをもらいます。K I N Dカードは1枚で、かかっている医療機関それぞれに同意すれば、どこの医療機関のデータもみることができます。

このカードがあれば、自宅で自分の健診データや検査データをみることができたり、日々の健康情報（血圧や体重・血糖値など）を入力し、グラフ化して見やすいようにし、継続した健康管理を行える「かがわ健康BOX」を利用することができます。

パソコンとK I N Dカード・カードリーダーがあれば、かがわ健康BOXを利用することができます。K I N Dカードをご希望の方は、加古川地域保健医療情報システムに加入している医療機関または加古川総合保健センターにお申込みください。



▶申込み・問合せ
加古川総合保健センター
☎079 (429) 2386
http://www.kakogawa.or.jp/



国・兵庫県・播磨町
6月1日現在で経済センサ
スー活動調査を実施します



▼目的
事業所・企業の基本的構造を明らかにするとともに、経済活動の状況も明らかにすること
▼対象 すべての事業所・企業

▼調査時期 5月中旬～6月中旬まで

▼調査方法

・調査員調査 主に単独事業所及び新設された事業所を、兵庫県知事が任命する調査員が訪問して調査を行う方法
・直轄調査 主に支所などがある企業及び事業所を、国が民間事業者を通して調査を行う方法

▼結果利用 国の各種行政施策をはじめ、地域の産業振興や商店街の活性化などの地域行政のための基礎資料として活用されます。
調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願いいたします。

▼日時 5月20日(金)、28日(土) 午前9時～正午
▼緊急手当WEB講習会
普通救命講習会までにパソコンやタブレットPC、スマートフォンにより事前に学習していただくことで、A E Dを使用した心肺蘇生法、止血などの応急手当を学習する普通救命講習の講習時間が、通常の3時間から2時間に短縮となります。時間的制約などにより、受講をためらっていただけの方も受講いただきました。加古川市ホームページでも受講要領掲載中です。

【①②共通事項】
▼場所 加古川市防災センター
▼対象 播磨町、稲美町、加古川市に在住か在勤の人
▼定員 先着30人
▼申込み・問合せ 5月6日(金)から、電話で受け付けます(月曜日は休館日のため受け付けできません)
①普通救命講習会について
加古川市防災センター
☎079 (423) 0119
②応急手当WEB講習会について
消防本部救急課
☎079 (424) 0119

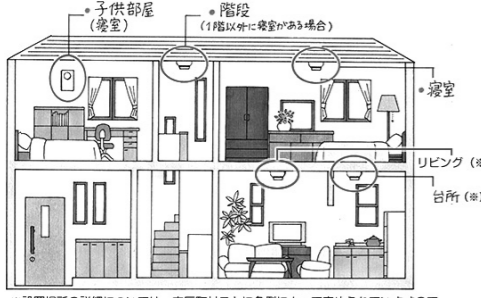
加古川市消防本部 住宅用火災警報器訪問調査にご協力ください

消防本部では、住宅用火災警報器の設置状況を詳細に把握し、より効果的な普及啓発・維持管理広報を行うために、訪問調査を実施します。

調査は、無作為抽出により、選ばれた播磨町古宮、南野添内で20世帯を対象に消防職員が直接訪問し、住宅用火災警報器の有無などの聞き取り調査を行います。

調査対象になった世帯の方は、ぜひご協力をお願いいたします。

▼問合せ
加古川市消防本部 予防課
☎079 (427) 6532



▲住宅用火災警報器の設置場所(例)

募集

参議院議員通常選挙の投票立会人を募集します

平成28年7月に予定されている第24回参議院議員通常選挙の投票立会人を募集します。
▼業務内容 投票所において投票が正しく公正に行われているかを立ち会っていただきます

▼応募資格 町内に居住し、播磨町の選挙人名簿に登録のある有権者

▼立会日時 選挙執行日の午前6時45分～午後8時15分(選挙の期日が決まり次第お知らせします)

▼立会場所 選挙人名簿に登録されている投票所

▼募集人数 各投票所2人ずつ、合計26人(応募者多数の場合は抽選します)

▼報酬額 1万1千円(源泉徴収します)

▼応募方法 指定の申込書に必要事項を記入のうえ、5月31日(火)までに持参、FAXまたはEメールで応募してください

▼応募先・問合せ 選挙管理委員会(総務グループ内)

☎079 (435) 0357
☎079 (435) 3398
Eメール soumu@town.harima.lg.jp

嘱託職員(家庭児童相談員)を募集します

18歳未満の子どもを取り巻く家庭問題や子育ての悩み相談、児童虐待などの児童家庭相談、児童虐待対応などの業務に従事する家庭児童相談員を募集します。

▼募集人員 1人
▼受験資格 児童福祉司、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、保育士、保健師、臨床心理士、社会福祉士またはこれらと同等の資格を有し、2年以上の実務経験を有する人

▼試験日時 5月17日(火) 午前9時開始

▼試験会場 第1庁舎3階B C会議室

▼受付期間 4月25日(月)～5月11日(水) 午前9時～午後5時(土・日、祝日を除く)

※詳しくは総務グループで配布する募集要項をご覧ください。
▼問合せ 総務グループ
☎079 (435) 0357

パート職員・嘱託員の登録募集

▶問合せ 教育総務グループ☎079 (435) 0533

	小学校給食調理員(パート職員)	播磨町立小学校・中学校 用務員(パート職員)	播磨町立幼稚園用務員(パート職員)	交通安全街頭指導員(嘱託員)
応募条件	20歳から55歳の方で、調理師免許所持者	20歳から55歳の方	20歳から55歳の方	20歳から50歳の方で、町内在住者
勤務時間	9:00～14:45(休憩45分)	7:30～13:45(休憩45分) 5時間30分	8:20～16:05(休憩45分) 7時間 ※園によって変更があります。	児童の登下校時(1日3時間)
勤務日など	①長期パート 週4日または週5日 ②スポットでのパート 調理場で欠員が生じた日	学校休業日を除く週5日	週5日	学校休業日を除く週5日
賃金・報酬など	1時間960円 ※通勤手当、雇用保険などは雇用形態によって異なります。	1時間830円 ※交通費は町の規定に基づき支給。雇用保険加入。	1時間830円 ※交通費は町の規定に基づき支給。社会保険、厚生年金、雇用保険加入。	日額3,600円
必要書類	調理師免許の写し	履歴書	履歴書	履歴書
応募方法	申込用紙を教育総務グループまで提出してください(申込用紙は、教育総務グループで配布、またはホームページでダウンロードできます)			